

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業契約書

(契約の目的)

第1条 株式会社アクティ（以下、「事業者」という。）が開設する運動型デイサービスアクティ（以下、「事業所」という。）は、_____様（以下、「利用者」といふ。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、次のサービスを提供します。

- ① 第1号通所事業（介護予防通所介護相当）
- ② 第1号通所事業（通所サービスA）

(適用期間)

第2条 本契約の期間は以下のとおりとします。

西暦_____年_____月_____日から西暦_____年_____月_____日。

- 2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者および契約者は、事業所に対し、次に掲げる場合には、利用中止の意思表明をすることにより、いつでもこの契約を申し出ることができます。

- ① 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしている場合
- ② 事業者が、守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不诚信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者からの解除)

第4条 事業者は、利用者および契約者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく第1号通所事業の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - ② 利用者が事業者の通常の事業（または送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
 - ③ 利用者および契約者が、本契約に定める利用料金を3か月以上滞納しその支払いを催促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の地域包括支援センターおよび必要に応じて坂井地区広域連合に連絡を取り、解除後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(個別サービス計画の作成および変更)

第5条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況および希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプラン（以下、「介護予防ケアプラン」という。）の内容に沿って、サービスの目標および目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成にあたっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

- 2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごと、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

(提供するサービスの内容およびその変更)

第6条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は重要事項説明書のとおりです。

- 2 利用者は、いつでもサービス内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な事由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センター等に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容および利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料金)

第7条 利用者および契約者は、連携して、事業者に対し、本契約に基づく介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 前項の契約者の負担は、極度額10万円を限度とします。
- 3 事業者は、利用者および契約者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者および契約者は、連帶して、事業者に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則として現金払いとなります。
- 4 事業者は、利用者または契約者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者または契約者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第8条 事業所は、サービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管し

ます。

- 2 事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、契約者その他の者（利用者の代理人も含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（秘密の保持および個人情報の保護）

第9条 事業所とその職員は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、業務上知り得た利用者または契約者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を個人情報の使用に関する同意書に定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① 地域包括支援センター等との連携
 - ② 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ③ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ④ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時等において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 事業所は、利用中に利用者の病状の急変が生じた場合、主治の医師または協力医療機関での診療を依頼することがあります。その場合は、契約者または利用者の家族で受診して頂きます。

- 2 前項のほか、利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、事業所は、利用者および契約者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービスの提供等により事故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関または他の専門機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、事業所は利用者または契約者が指定する者および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望または苦情等の申出）

第12条 利用者および契約者は、事業所が提供するサービス等に要望や苦情がある場合、重要事項説明書に記載の苦情受付窓口に問い合わせおよび申し立てることができます。その場合、事業者は速やかに事実関係を調査し、その結果ならびに改善の必要性の有無ならびに改善の方法について適切に対処するよう努めます。

- 2 事業所は、利用者または契約者から前項の要望および苦情申し立てでなされたことを

もって、利用者に対していかなる不利益、差別的取扱もいたしません。

(賠償責任)

第13条 サービスの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者および契約者は連帶して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第14条 この契約に定められていない事項は、介護保険法その他諸法令に定めるところにより、双方が誠意をもって協議して定めることとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名又は記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

西暦 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () - _____

(契約者) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () - _____ 続柄 _____

(事業者) 住 所 福井県福井市大願寺3丁目8番12号

名 称 株式会社 アクティ

代 表 者 代表取締役 松下伊佐代